

本校ホームページ「緊急時の対応」にも掲載。お子さんのランドセルにも入れてあります。  
ご家庭において、いつでも見られるところに置いて、ご活用ください。

# 《 緊急時における対応等 》

R7. 4月発行

吉田小学校 TEL32-0154

## 登校前 ◆ 暴風警報 (暴風雪警報も同じ) 発令地域 西尾市

|     | 基準となる時間等               | 対応等                |
|-----|------------------------|--------------------|
| 1   | 午前6時以前に解除された ⇨         | 平常どおり8時15分より授業を開始。 |
| 2-1 | 午前6時に解除されていない →        | 臨時休業 (登校しない)       |
| 2-2 | 校区内に警戒レベル4 (避難指示) 以上 → | 臨時休業 (登校しない)       |

1の場合でも、通学路等に危険箇所がある時には、無理せず、登校を見合わせる。

### 登校後

|     | 基準                   | 対応等                  |
|-----|----------------------|----------------------|
| 3-1 | 警報が発表された             | すぐに授業を中止し、帰宅準備をして待つ。 |
| 3-2 | 校区内に警戒レベル4 (避難指示) 以上 | ※保護者に児童引き取りの依頼をする。   |

## 登校前 ◆ 特別警報 発令地域 西尾市

|     | 基準となる時間等               | 対応等                 |
|-----|------------------------|---------------------|
| 4   | 午前6時以前に解除された →         | メール等で連絡があるまで、登校しない。 |
| 5-1 | 午前6時に解除されていない →        | 臨時休業 (登校しない)        |
| 5-2 | 校区内に警戒レベル4 (避難指示) 以上 → | 臨時休業 (登校しない)        |

### 登校後

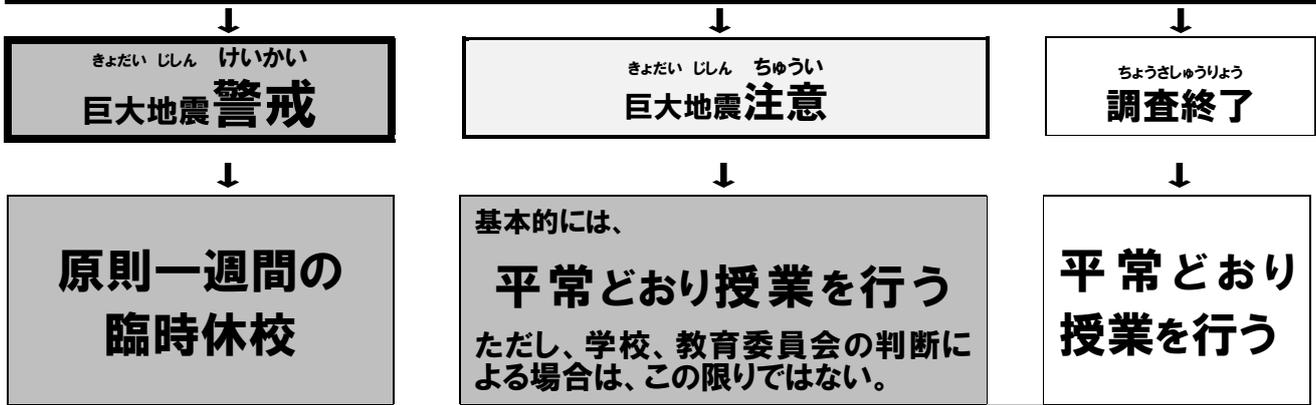
|     | 基準                   | 対応等                  |
|-----|----------------------|----------------------|
| 6-1 | 警報が発表された             | すぐに授業を中止し、帰宅準備をして待つ。 |
| 6-2 | 校区内に警戒レベル4 (避難指示) 以上 | ※保護者に児童引き取りの依頼をする。   |

いずれの場合も、災害の状況及び気象・通学路の状況等に係る情報を確認の上、安全に登下校させうると判断できるまでは、登下校させない。  
登下校や保護者による引き取りの判断についての情報は、メール等で連絡する。

◆「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)」発表

発令地域 **西尾市**

気象庁が「南海トラフ地震臨時情報 (調査中)」を発表



|     | 基準となる児童の状況                 | 対 応 等   |
|-----|----------------------------|---|
| 7-1 | ざいたくちゆう いえ<br>在宅中 (家にいる) ⇨ | A 登校の準備をする。8時15分より授業を開始。<br>(保護者が危険と判断した場合は、登校させない。)            |
| 7-2 | ⇨                          | B メール等で臨時休業の連絡があった場合、登校しない。                                     |
| 8   | 登校開始後～<br>在校中 (学校にいる)      | 予定されている教育活動を行う (継続する)。<br>※気象予報や周辺状況に応じて、保護者に児童引き取りの依頼をする場合がある。 |
| 9   | 下校中                        | ※教職員が通学路上の児童のいる地点に出向き、安全確保しながら、誘導する。                            |

◆「大地震(震度5弱以上)発生」

発令地域 **西尾市**

|      | 基準となる児童の状況              | 対 応 等   |
|------|-------------------------|---|
| 10-1 | ざいたくちゆう<br>在宅中 (家にいる) ⇨ | 臨時休業 (登校しない) メール等で連絡があるまで、登校しない。                                  |
| 10-2 | ⇨                       | 校区内に警戒レベル4 (避難指示) 以上の区域がある場合、<br>臨時休業 (登校しない) メール等で連絡があるまで、登校しない。 |
| 11   | とうこうちゆう<br>登校中          | 帰宅するのか、学校へ行くのかなど、状況判断して行動する。                                      |
| 12   | 在校中 (学校にいる)             | 全校児童は運動場等へ避難する。<br>保護者の迎えを待つ。※保護者に児童引き取りの依頼をする。                   |
| 13   | 下校中                     | 帰宅するのか、学校へ戻るかなど、状況判断して行動する。                                       |

※震度4以下の地震の場合、学校は臨時休業とはなりません。

ただし、通学路等の危険箇所があるときには、無理に登校せず、見合わせてください。その場合、すみやかに学校に連絡してください。

※震度4以下の地震の場合でも、大きな被害があった場合や校区内で警戒レベル4 (避難指示) 以上の区域が含まれる場合は、臨時休業となる場合があります。

おお つなみ けいほう つなみ けいほう いせ わん みかわ わん  
**登校前 ◆ 大津波警報・津波警報** 発令地域 **伊勢湾・三河湾**

|      | 基準となる時間等               | 対応等                 |
|------|------------------------|---------------------|
| 14   | 午前6時以前に解除され、被害なし ⇨     | 平常どおり8時15分より授業を開始。  |
| 15   | 午前6時以前に解除され、被害あり ⇨     | メール等で連絡があるまで、登校しない。 |
| 16-1 | 午前6時に解除されていない ⇨        | 臨時休業 (登校しない)        |
| 16-2 | 校区内に警戒レベル4 (避難指示) 以上 ⇨ | 臨時休業 (登校しない)        |

**登校後**

|      | 基準                   | 対応等  |
|------|----------------------|--|
| 17-1 | 警報が発表された             | すぐに授業を中止し、児童の生命および安全を確保する。<br>(児童は学校にとどめる。<br>⇨ 安全が確認された後、保護者による引き取り等) |
| 17-2 | 校区内に警戒レベル4 (避難指示) 以上 |  |

※警報等が解除され、授業等が再開される場合でも、通学路等の危険箇所があるときには、無理に登校せず、見合わせてください。その場合、すみやかに学校に連絡してください。  
 ※大きな被害があった場合は、教育委員会または学校からの連絡があるまで臨時休業となります。  
 ※津波「注意報」発表の場合は、平常通り授業を行います。

ふしんしゃしんにゅう はいかいとう じあん はっせい ほんこう ほんこうしゅうへん  
**不審者侵入・徘徊等の事案が発生** 関係地域 **本校および本校周辺**

|    | 基準となる児童の状況等   | 対応等  |
|----|---------------|--|
| 18 | 登校中           | ※教職員が通学路上の児童のいる地点に出向き、安全確保する。<br>児童に登校させた場合は、学校に待機させ、事案の解決まで安全を確保するとともに、不審者による危害を防ぐ。 |
| 19 | 在校中 (学校にいる)   | 直ちに校舎を施錠し、校舎外に出ないように指示する。<br>事案の解決まで児童の安全を確保し、不審者による危害を防ぐ。                           |
| 20 | 児童の下校に心配がある場合 | ※教職員が通学班に付き添い、下校指導する。<br>または、児童は学校にとどまり、保護者の迎えを待つ。<br>※保護者に児童引き取りの依頼をする。             |
| 21 | 下校中           | ※教職員が通学路上の児童のいる地点に出向き、安全確保しながら、誘導する。   |

いずれの場合も、災害の状況及び気象・通学路の状況等に係る情報を確認の上、安全に登下校させようと判断できるまでは、登下校させない。  
 登下校や保護者による引き取りの判断についての情報は、メール等で連絡する。

しゅっせきていし  
《 出席停止について 》

学校保健安全法第19条に基づく基準により、他の児童生徒に感染する  
そのある間は出席停止となり、登校できないことになっています。

- 出席停止の期間中は欠席扱いになりません。
- 医師の診断を受けたときは必ず学校へご連絡ください。
- 登校許可書はいりません。
- 感染症により出席停止の期間が決められていますが、医師等（保健所を含む）の許可が出た場合は、登校してかまいません。

### ○主な感染症と出席停止期間

| 感染症名            | 出席停止期間                                 |
|-----------------|--|
| インフルエンザ         | 発症してから5日を経過し、かつ、熱が下がってから2日を経過するまで      |
| 新型コロナウイルス感染症    | 発症してから5日を経過し、かつ、熱が下がってから1日を経過するまで      |
| 百日咳             | 咳が出なくなるまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終わるまで |
| 麻疹（はしか）         | 熱が下がってから3日を経過するまで                      |
| 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） | 耳下腺がはれあがってから5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで      |
| 風疹（三日ばしか）       | 発疹がなくなるまで                              |
| 水痘（水ぼうそう）       | すべての発疹がかさぶたになるまで                       |
| 咽頭結膜熱           | 主な症状がなくなってから2日を経過するまで                  |
| 感染性胃腸炎          | おう吐、下痢がなおるまで                           |
| その他の感染症         | 感染のおそれがないと認めるまで                        |

### 一人で悩まないで 相談しましょう！

○いじめ不登校電話相談窓口（月～金 9:00～16:00） TEL 052-961-0900

○いのちの電話（1年を通して毎日24時間） TEL 052-931-4343

**秘密は守られます 安心して電話してください！！**

各学校にも相談窓口があります。

スクールカウンセラー等が悩みの相談に応じます。本人だけでなく、ご家族の方も相談できます。

※相談の日時は学校にお問い合わせください。

教育委員会や教育支援センター（あゆみ学級）等でも相談に応じています。

※詳しくは、教育委員会にお尋ねください。